

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号
児玉化学工業株式会社
取締役社長 石 井 健

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、同封の記載面保護シールを貼付のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区柳橋一丁目1番4号
東プラ健保会館 5階ホール
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第88期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員の報酬額設定の件
- 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第8号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

（お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kodama-chemical.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済を概観しますと、米国経済は雇用環境が改善し、個人消費や設備投資も増加するといった好循環が生まれ、好調に推移しました。一方、欧州経済は低迷が長引き足踏み状態が続きました。中国経済におきましては経済成長率が鈍化し、各種報道に見られます通り先行き不透明な状況が強まりました。ASEAN地域におけるタイでは経済の急激な縮小により、低迷が続きました。こうした中、わが国経済は、円安進行による原材料・エネルギー価格の高騰や消費税率引き上げに伴う消費減速が長期化したものの、雇用情勢や輸出企業の業績の改善を背景に、年度後半以降は原油価格の大幅な下落にも後押しされ、個人消費も緩やかに持ち直すなど回復基調で推移しました。

当社グループ取引業界のうち自動車業界におきましては、国内は消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動の影響が想定以上に長引きました。海外は北米につきましては堅調でありましたが、タイでは自動車購入支援策の停止の反動により需要の低迷が続き、ASEAN地域においても需要の伸び悩みが見られました。

また、住宅設備関連業界におきましては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減が著しく、政府による各種住宅取得支援策の拡充が実施されてはおりますが、残念ながら新設住宅着工戸数は前年度を下回る結果となり、厳しい市場環境となりました。

冷機部品におきましては、ASEAN地域での冷蔵庫の需要が堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、平成25年度～平成27年度（第87期～第89期）中期経営計画の2年目として、「ASEAN地域事業の拡大」「事業構造改革の断行による収益力強化」「グローバル支援体制の構築」の強化を目指し、PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIAの立ち上げと量産の安定化、THAI KODAMA (VIETNAM) CO., LTD.の増産対応と顧客拡大、タイ経済縮小に対応したTHAI KODAMA CO., LTD. およびECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD.の組織管理体制の見直し、また、国内では、高付加価値製品の受注拡大、生産革新の推進等を実施してまいりました。

なお、当連結会計年度では、PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIAにおきまして、自動車メーカーの立ち上げが当初予定より大幅に遅れ、操業度が著しく低下したことにより、異常操業度損失2億1百万円を特別損失に計上しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は236億97百万円（前連結会計年度比1.9%増）となり、経常損失は3億90百万円（前連結会計年度は経常利益2億71百万円）、税金等調整前当期純損失は6億1百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失4億33百万円）、当期純損失は4億28百万円（前連結会計年度は当期純損失4億40百万円）と、各段階とも誠に遺憾ながら、損失計上を余儀なくされました。

なお、事業種類別セグメントの売上状況は次のとおりであります。

（自動車部品事業）

当事業の国内自動車部門におきましては、中東向けの乗用車部品およびトラックが堅調に推移したものの、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動の影響を受け、厳しい対応を余儀なくされ、その結果売上高は減少しました。

一方、海外自動車部門におきましては、タイでの補助金廃止の反動や政治的混乱による影響により、自動車生産販売台数が急減したことで低迷が続きましたが、新規に連結したPT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIAを含めたことにより、売上高は増加しました。

（住宅設備・冷機部品事業）

当事業の国内住宅設備部門におきましては、消費税率引き上げ前における駆け込み需要の反動減の下支え策として政府による各種住宅取得支援策の拡充が実施されておりますが、住宅着工戸数は前年度より9.0%減少しました。このような厳しい状況下ではありますが、新製品等の受注に努めた結果、売上高は微増となりました。

また、海外冷機部品部門におきましては、THAI KODAMA (VIETNAM) CO., LTD. の冷蔵庫部品の売上が僅かながら減少したものの、THAI KODAMA CO., LTD. では堅調に推移し、売上高が増加しました。

（エンターテイメント&物流資材事業）

当事業におきましては、映像用ソフトパッケージの受注が好調に推移し、また物流資材の新規受注があったものの、ゲーム用ソフトパッケージの受注が減少し、その結果売上高は減少しました。

（その他）

当事業におきましては、中国の無錫普拉那塑膠有限公司で農業用トラクター部品や建設機械用部品、浴室関連製品が堅調に推移し、売上高は大幅に増加となりました。

事業セグメント別売上高

	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
自動車部品事業	百万円 12,764	% 54.9	百万円 12,842	% 54.2	百万円 77	% 0.6
住宅設備・ 冷機部品事業	8,847	38.0	9,099	38.4	251	2.8
エンターテイ メント & 物流資材事業	1,165	5.0	1,126	4.7	△39	△3.4
その他	478	2.1	629	2.7	151	31.7
合計	23,256	100.0	23,697	100.0	440	1.9

なお、期末配当につきましては、利益剰余金の現況を鑑み、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は11億64百万円であり
ます。その主なものは、ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. の射出成形設備、
PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIAの射出成形設備であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、日本国内では、景気回復・デフレからの脱却を最優先とする経済成長戦略が継続される見込みではありますが、個人消費の回復には、まだ力強さが見られず、欧州経済の不安定さ、ASEAN等新興国における成長率の鈍化など、引き続き不透明な要因が残るものの日本国内およびASEAN地域においては成長基調が続くものと判断しております。

このような状況の中、当社は中期経営計画「Echo Evolution 70」の最終年度を迎え、これまで重点戦略として取り組んできた①ASEAN地域での事業拡大 ②事業構造改革の断行による収益力強化 ③グローバル運営体制の構築と人材育成 の成果を確実なものとするため、次のような事業運営方針を掲げ臨むことといたしました。

①ASEAN地域での事業拡大

- イ. 戦略受注品の量産開始対応（タイ、インドネシア）
- ロ. 新規顧客獲得の推進（インドネシア、ベトナム）
- ハ. 新会社設立による押出/真空成形事業の拡大（インドネシア）

②事業構造改革の断行による収益力強化

- イ. 生産革新の推進（省人ライン/混流生産ラインの実用化）
- ロ. 高付加価値部品受注の推進（加飾製品、コンポジット材製品）
- ハ. ムリ・ムダ・ロス（不良ロス/生産ロス）の撲滅による収益力強化

③グローバル運営体制の構築と人材育成

- イ. 海外グループ会社支援機能の強化（損益管理/資金調達/システム構築）
- ロ. 技術開発センター設立によるグループ全体の技術力および支援体制の強化
- ハ. 海外支援要員の育成強化と日本での子会社従業員教育の実施

また、当社グループは、企業としての責任を果たすために、安全操業の確保、内部統制システムの拡充、コンプライアンスの遵守およびリスク管理の強化などに継続的に取り組むとともに、どのような経営環境であっても、利益を確保し得る経営基盤の確立を目指し、より強固な体質づくりに傾注してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第85期 平成24年3月期	第86期 平成25年3月期	第87期 平成26年3月期	第88期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
売上高(百万円)	17,219	21,149	23,256	23,697
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	71	460	271	△390
当期純利益又は純損失(△)(百万円)	△86	202	△440	△428
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△2.90	6.77	△14.72	△14.34
総資産(百万円)	15,627	18,319	20,449	20,330
純資産(百万円)	1,658	2,250	1,727	1,748
1株当たり純資産(円)	40.73	57.85	35.44	33.79

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
無錫普拉那塑膠有限公司	千元 57,911	% 88.73	プラスチック成形品の製造販売
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	千バーツ 240,000	% 97.00 (49.00)	自動車用プラスチック部品の製造販売
THAI KODAMA CO.,LTD.	千バーツ 150,000	% 48.67	プラスチック成形品の製造販売
PT.ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA	千ルピア 121,000,000	% 60.00	自動車用プラスチック部品の製造販売
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	千ドン 33,324,800	% 100.00 (100.00)	プラスチック成形品の製造販売

- (注) 1. PT.ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIAは、平成26年9月に既存株主に対し6,700株の新株式の発行を実施し、これにより資本金が67,000,000千ルピア増加いたしました。
2. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
自動車部品事業	自動車部品（インストルメントパネル、バンパー、ドアパネル、ドアトリム、ラゲージトリム、ビラーガーニッシュ、サイドマットガード、コンソール、シリンダーヘッドカバー、オイルリザーバタンク等内外装部品各種）
住宅設備・冷機部品事業	住宅関連製品（洗面ミラーキャビネット、浴室天井・カウンター・パネル、浴槽エプロン、洗濯機パン、排水トラップ、サニタリー部品、厨房部品等） 家電部品（冷蔵庫内装部品、OA機器部品等） 食品包装材関連製品 プラスチックシート製品（単層、多層、コーティング）その他
エンターテインメント & 物流資材事業	エンターテインメント関連製品（ゲーム用パッケージ等） 物流資材関連製品（自動車部品用トレー、電気機器部品用トレー等）

(8) 主要な営業所および工場

① 当社（国内）

名称	所在地
本社	東京都中央区
埼玉工場	埼玉県本庄市
西湘工場	神奈川県小田原市
袋井工場	静岡県袋井市

② 子会社（海外）

名称	所在地
無錫普拉那塑膠有限公司	中国 江蘇省
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD.	タイ チャチェンサオ
THAI KODAMA CO., LTD.	タイ バンコクおよびチャチェンサオ
PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA	インドネシア ウエストジャワ
THAI KODAMA (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム ドンナイ

(9) 使用人の状況

①グループ全体

前連結会計年度使用人数	当連結会計年度使用人数	増 減
1,012名	1,010名	2名減

②当社

前事業年度使用人数	当事業年度使用人数	増 減	平均年齢	平均勤続年数
224名	226名	2名増	41.3歳	17.0年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	百万円 4,120
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	907
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	663

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,872,076株（自己株式282,335株を除く）
- (3) 株主数 4,053名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 樹 脂 株 式 会 社	千株 6,224	% 20.84
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,467	4.91
三 宅 勉	1,078	3.61
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	922	3.09
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	759	2.54
松 原 利 光	451	1.51
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	439	1.47
松 井 証 券 株 式 会 社	378	1.27
株 式 会 社 S B I 証 券	362	1.21
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	350	1.17

(注) 持株比率は、自己株式（282,335株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 井 健	無錫普拉那塑膠有限公司董事長 THAI KODAMA CO., LTD. 取締役 ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. 取締役 PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA 取締役会長
代表取締役役員 常務執行役員	大 野 英 雄	第2事業本部長 ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. 取締役会長 PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA 取締役
取締役役員 常務執行役員	豊 島 哲 郎	管理本部長兼技術開発本部長兼企画管理部長 ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. 取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事 PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA 監査役
取締役執行役員	原 弘	第1事業本部長兼技術開発センター準備室長 THAI KODAMA CO., LTD. 取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事
取締役執行役員	斉 木 均	管理本部副本部長兼経理・財務部長
常勤監査役	中 場 元 司	無錫普拉那塑膠有限公司監事 三菱樹脂インフラテック株式会社社外監査役
監 査 役	昆 修	三菱樹脂株式会社経営企画部グループマネージャー
監 査 役	森 本 雄 二	株式会社サーフテック社外監査役 株式会社インターフェイス社外監査役 日東化工株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役のうち昆 修および森本雄二の両氏は社外監査役であります。また監査役森本雄二氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役森本雄二氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は最近の状況を鑑み社外取締役を置くことを検討していましたが、適任者がいなくその選任議案を株主総会に提案することには至っておりませんでした。なお、本定時株主総会において株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。
4. 平成27年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	吉 田 雄 二	品質保証本部長
執 行 役 員	伊 藤 隆 之	第2事業本部副本部長 PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA 取締役会長

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ①取締役の斉木均氏は平成26年6月26日開催の第87回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- ②監査役の昆 修氏は平成26年6月26日開催の第87回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- ③当事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の重要な兼職の状況	退任年月日
取締役執行役員	鈴木 勝 己	THAI KODAMA CO., LTD. 取締役社長	平成26年6月26日
監 査 役	大江 康 浩	三菱樹脂株式会社 経営企画部グループマネージャー	平成26年6月26日

(注) 監査役大江康浩氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役6名 79,410千円

監査役2名 9,354千円 (うち社外監査役1名1,800千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の人員と相違しているのは、平成26年6月26日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の社外監査役が1名在任しているためであります。
2. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期増加額(取締役16,100千円、監査役690千円)が含まれております。
3. 上記支給額のほか、平成26年6月26日開催の第87回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して、22,020千円(過年度の事業報告で開示済みの役員退職慰労引当金繰入額15,950千円が含まれております。)支給しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、取締役については、取締役の報酬・賞与に関する規定（内規）並びに取締役退職慰労金支給規定（内規）に、監査役については、監査役の報酬・賞与および退職慰労金に関する規定（内規）にそれぞれ定めております。

また、その決定方針は、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

	社外監査役	
	昆 修	森本 雄二
①重要な兼職先と当社との関係	(別記1)	(別記1)
②主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—
③当事業年度における主な活動状況	(別記2)	(別記2)
④責任限定契約の内容の概要	—	—
⑤当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額	—	—
⑥①～⑤の内容に対する社外役員の意見	—	—

(別記1) 重要な兼職先と当社との関係

昆 監査役：三菱樹脂株式会社／経営企画部グループマネージャー
同社は当社の大株主であります。

森本監査役：株式会社サーフテック／社外監査役
株式会社インターフェイス／社外監査役
日東化工株式会社／社外監査役
兼職している他の法人と当社との間には、重要な関係はありません。

(別記2) 当事業年度における主な活動状況

昆 監査役：監査役就任後における当期開催の取締役会9回の全てに出席し、また、監査役就任後における当期開催の監査役会3回の全てに出席し、監査役の立場で適宜有益な意見を述べております。

森本監査役：当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会5回の全てに出席し、監査役の立場で適宜有益な意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	23,000千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 子会社の監査の状況

子会社会社名	会計監査人の名称
無錫普拉那塑膠有限公司	無錫衆信會計士事務所有限公司
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD.	KPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.
THAI KODAMA CO., LTD.	ERNST & YOUNG OFFICE LIMITED
PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA	Purwanton, Suherman & Surja
THAI KODAMA (VIETNAM) CO., LTD.	Grant Thornton

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合、および当社の具体的な状況性に応じた視点から監査能力・適格性が不適格と判断した場合、取締役会は監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任または不再任の議案を上程いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任し、株主総会にて報告いたします。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当社グループの役職員が法令・各社の定款および当社の経営理念を尊重することが企業経営の前提であることを周知徹底し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会規則、児玉化学グループ企業倫理規範等を定める。

②その経営の徹底を図るため、担当取締役を任命し管理監督を行う。

- ③当社の取締役は、取締役会規則その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ④当社のコンプライアンス担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により所管グループ各社を含め、実効性の確保に努める。
- (注) 当社グループでは、上記(1)、①に基づき、グループ企業倫理憲章およびグループ・コンプライアンス行動規範を定めており、このグループ・コンプライアンス行動規範第2章第6項において、「反社会的勢力との関係断絶」を掲げており、反社会的勢力による不当な要求に備え、対応統括部署である総務部門を中心として、関係行政機関等との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図るとともに必要な対応を行っております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書管理規定その他の関連規定に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。
 - イ. 株主総会議事録
 - ロ. 取締役会議事録
 - ハ. その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- ②前号の他、会社業務に関する文書の保存および管理については文書管理規定に基づき適正に保存、管理する。
- ③取締役および監査役は各業務執行部門が保存および管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理統括責任者を社長とし、リスクマネジメントとコンプライアンスに関する児玉化学内部統制スタンダードその他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を 방지、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。
- ②監査室は子会社を含む各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
- ③取締役は当社グループの重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①中期経営計画に沿って、事業セグメント毎に策定した事業戦略に基づき事業を推進するものとし、年度予算等の具体的な経営目標は、取締役会においてこれを定め、その達成を図る。

- ②取締役会をはじめとする各審議決定機関および各職位の権限ならびに各部門の所管事項を社内規則に定め、当社の経営に関する意思決定および執行を効率的かつ適正に行う。
- (5) **当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ①当社は、当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、不正行為報告制度等を定める。
- ②当社グループの使用人は児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局の責任者に報告するものとする。
- ③法令遵守上疑義のある行為について、直接通報がされた場合、通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- (6) **当会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ①取締役は各業務執行部門を指揮し、当社およびグループ各社においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
- ②監査室は当社およびグループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長および各業務執行部門の責任者に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
- ③当社取締役、業務執行部門長およびグループ各社の社長は業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ①監査役の職務を補助する組織を監査室とする。
- ②監査役は、必要に応じて監査室等に対し、内部監査結果の報告を求め、また、特定事項の調査を求めることができる。
- (8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
補助者の人事異動等については、監査役の同意を得て行う。
- (9) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ①次に掲げる資料は重要経営情報として監査役に提出、報告する。
経営会議資料、予算資料、月次・四半期決算資料、内部情報開示資料、監査室の業務監査報告書

- ②取締役は前項のほか次に定める事項を監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款違反
 - ハ. コンプライアンス上の重要な事項
- ③当社グループの使用人は内部統制上の重大な問題事項を発見した場合は、監査役に直接報告できる。
- ④当社グループの取締役および使用人は、監査役が当社グループの事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①社外監査役の独立性要件を確保し、対外透明性を高める。
- ②監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査役と内部監査部門との間の連携、情報交換等を行う。
- ③監査役は必要に応じ会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備し運用する。
- ②財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを適切に評価し対応する。
- ③財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備し運用する。
- ④真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し運用する。
- ⑤財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- ⑥財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切に対応する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である人事総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	9,208,226	流動負債	12,446,895
現金及び預金	999,465	支払手形及び買掛金	4,379,514
受取手形及び売掛金	5,003,870	短期借入金	6,476,270
商品及び製品	518,297	リース債務	156,819
仕掛品	432,179	未払金	759,242
原材料及び貯蔵品	1,273,862	未払法人税等	19,195
繰延税金資産	5,647	賞与引当金	13,382
その他	986,459	訴訟損失引当金	7,318
貸倒引当金	△11,556	その他	635,152
固定資産	11,122,682	固定負債	6,135,579
(有形固定資産)	(10,406,716)	長期借入金	5,042,206
建物及び構築物	3,082,766	リース債務	444,455
機械装置及び運搬具	2,333,883	繰延税金負債	103,444
土地	2,993,950	役員退職慰労引当金	41,910
リース資産	845,777	環境対策引当金	5,649
その他	1,150,338	退職給付に係る負債	496,408
(無形固定資産)	(224,176)	その他	1,504
その他	224,176	負債合計	18,582,475
(投資その他の資産)	(491,789)	(純資産の部)	
投資有価証券	301,552	株主資本	1,001,505
長期貸付金	223,650	資本金	3,021,032
その他	158,513	資本剰余金	1,017,451
貸倒引当金	△191,926	利益剰余金	△3,010,646
		自己株式	△26,332
		その他の包括利益累計額	7,928
		その他有価証券評価差額金	46,114
		繰延ヘッジ損益	88
		為替換算調整勘定	103,941
		退職給付に係る調整累計額	△142,216
		少数株主持分	738,999
		純資産合計	1,748,433
資産合計	20,330,909	負債及び純資産合計	20,330,909

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

科	目	金	額
			千円
売	上		23,697,267
売	上		21,286,782
販	上		2,410,484
営	費		2,572,155
	及		161,671
	業		
	外		
受	利		12,093
貸	倒		4,000
為	引		42,307
助	替		37,546
そ	成		70,104
	の		(166,052)
	(
	業		
	外		
	外		
	費		
	用		
支	払		297,912
支	払		20,298
そ	手		76,684
	の		(394,894)
	(
	業		
	外		
	費		
	用		
	合		
	計		
)		
経	常		390,513
特	別		
	損		
	損		
	失		
	失		
固	定		2,216
異	資		201,681
訴	常		7,318
	操		(211,216)
	業		
	度		
	損		
	入		
	額		
	(
	特		
	別		
	損		
	失		
	合		
	計		
)		
税	金		601,730
法	人		40,874
法	税		△16,296
	、		
	住		
	民		
	税		
	及		
	び		
	事		
	業		
	税		
	額		
少	株		626,307
数	主		198,015
少	損		428,292
当	益		
	調		
	整		
	前		
	当		
	期		
	純		
	損		
	失		
	失		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年4月1日残高	3,021,032	1,017,451	△2,540,580	△25,656	1,472,247
会計方針の変更による 累積的影響額			△41,773		△41,773
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,021,032	1,017,451	△2,582,354	△25,656	1,430,474
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 損 失			△428,292		△428,292
自己株式の取得				△676	△676
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△428,292	△676	△428,968
平成27年3月31日残高	3,021,032	1,017,451	△3,010,646	△26,332	1,001,505

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 へ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年4月1日残高	1,042	—	△69,167	△345,123	△413,248	668,918	1,727,917
会計方針の変更による 累積的影響額							△41,773
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1,042	—	△69,167	△345,123	△413,248	668,918	1,686,143
連結会計年度中の変動額							
当 期 純 損 失							△428,292
自己株式の取得							△676
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	45,072	88	173,108	202,907	421,177	70,081	491,258
連結会計年度中の変動額合計	45,072	88	173,108	202,907	421,177	70,081	62,290
平成27年3月31日残高	46,114	88	103,941	△142,216	7,928	738,999	1,748,433

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称
連結子会社の数
連結子会社の名称

5社
無錫普拉那塑膠有限公司
THAI KODAMA CO., LTD.
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD.
P.T. Echo Advanced Technology Indonesia
Thai Kodama (Vietnam) Co., Ltd.

- ② 非連結子会社の名称等
非連結子会社の名称
連結の範囲から除いた理由

ブラテック株式会社
非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない為であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 0社
- ② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等
主要な会社等の名称
持分法を適用しない理由

(非連結子会社) ブラテック株式会社
持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性はないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
会社等の名称
関連会社としなかった理由

R+S Technik GmbH
R+S Technik GmbHは、清算手続き中であり、当社の影響力が実質的に及ばないためであります。
連結子会社5社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっておりますが、連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

(4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
イ 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

- 時価のないもの
ロ デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ
ハ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
当社

時価法

連結子会社

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
主として移動平均法による低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社

連結子会社

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

当社

連結子会社

ハ リース資産

当社

連結子会社

定額法

主として定額法

定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

定額法

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金 当社

連結子会社

ロ 賞与引当金

ハ 役員退職慰労引当金 当社

ニ 環境対策引当金

ホ 訴訟損失引当金

連結子会社

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づき回収の可能性を評価して計上しております。

従業員及び使用人兼務役員に支給する賞与の当期費用負担分を計上したもので支給見込額に基づき計上しております。

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

該当事項はありません。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の当期末における発生見込額を計上しております。

該当事項はありません。

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。

該当事項はありません。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約につきましては、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理を行っております。

ロ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用につきましては、その発生年度の費用として処理しております。また、数理計算上の差異につきましては、10年による按分額を発生翌期から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異につきましては、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ 消費税等の会計処理

主として税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が41,773千円増加し、利益剰余金が41,773千円減少しております。また、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失の影響額はそれぞれ軽微となっております。

(6) 表示方法の変更

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「支払手形及び買掛金」（5,178,239千円）に含めておりました工場経費の未払い分を、当連結会計年度より「未払金」に含めて掲記することといたしました。

(7) 追加情報

当社は、R+S Technick GmbH社破産管財人より平成18年（2006年）11月から平成19年（2007年）10月までにR+S Grundstücks GbR社が受け取った家賃536,970.86ユーロおよび同金額に対する年率8%の利息の請求について訴訟の提起を受けておりましたが、口頭弁論会等により当社の主張をおこない、ドイツダルムシュタット地方裁判所からも破産管財人の主張を大きく下回る金額が妥当との見解が提示されたため、訴訟を継続した場合の損失見込み額、当社での訴訟継続時の対応に関わる費用発生等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本訴訟の解決を図ることが最善の策であると判断し、和解交渉を進める事といたしました。

このため、訴訟の経過および破産管財人側から提示された和解額等により、必要と認められる額を、訴訟損失引当金繰入額として計上いたしました。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,215,716千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

有価証券	260,295千円 (帳簿価額)
建物及び構築物	2,250,267千円 (")
機械装置	421,771千円 (")
土地	2,826,694千円 (")
リース資産	449,783千円 (")
計	6,208,811千円 (")

上記は短期借入金1,403,258千円、設備資金借入金705,619千円 (長期借入金22,149千円、短期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金) 683,470千円) の担保に供しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

該当すべき事項はありません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	30,154,411		—		—	30,154,411

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	999,465	999,465	—
② 受取手形及び売掛金	5,003,870	5,003,870	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	291,252	291,252	—
④ 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	223,650 △131,876		
	91,773	91,773	—
資産計	6,386,362	6,386,362	—
① 支払手形及び買掛金	4,379,514	4,379,514	—
② 短期借入金	6,476,270	6,476,270	—
③ リース債務「流動負債」	156,819	156,819	—
④ 未払金	759,242	759,242	—
⑤ 長期借入金	5,042,206	4,343,452	△698,753
⑥ リース債務「固定負債」	444,455	382,621	△61,834
負債計	17,258,508	16,497,921	△760,587

(※1)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③リース債務「流動負債」並びに④未払金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金及び⑥リース債務「固定負債」

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額10,300千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	33円79銭
1株当たり当期純損失	14円34銭

7. 重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

児玉化学工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所

指定社員 公認会計士 河合 洋 明 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今 田 亮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、児玉化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、児玉化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用等に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

児玉化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	中 場 元 司	Ⓢ
社外監査役	昆 修	Ⓢ
社外監査役	森 本 雄 二	Ⓢ

(注) 監査役昆 修、監査役森本雄二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	4,800,105	流動負債	6,065,359
現金及び預金	256,691	支払手形	1,512,951
受取手形	565,275	買掛金	1,202,443
売掛金	2,602,446	短期借入金	1,100,000
商品及び製品	329,184	1年内返済予定の長期借入金	1,575,339
仕掛品	172,431	リース債務	17,213
原材料及び貯蔵品	312,883	未払金	346,078
前払費用	14,368	未払費用	70,345
未収金	456,545	未払法人税等	15,548
短期貸付金	32,500	賞与引当金	13,382
その他	63,641	訴訟損失引当金	7,318
貸倒引当金	△5,862	預り金	33,736
固定資産	7,496,223	設備関係支払手形	122,680
(有形固定資産)	(5,061,414)	その他	48,321
建物	1,871,649	固定負債	4,554,473
構築物	26,182	長期借入金	4,293,494
機械及び装置	470,353	リース債務	29,836
車両及び運搬具	3,351	繰延税金負債	22,090
工具、器具及び備品	112,935	退職給付引当金	161,492
土地	2,297,271	役員退職慰労引当金	41,910
リース資産	5,292	環境対策引当金	5,649
建設仮勘定	274,377	負債合計	10,619,832
(無形固定資産)	(142,895)	(純資産の部)	
ソフトウェア	46,933	株主資本	1,630,292
ソフトウェア仮勘定	46,785	資本金	3,021,032
リース資産	41,756	資本剰余金	1,017,451
その他	7,419	資本準備金	1,017,451
(投資その他の資産)	(2,291,912)	利益剰余金	△2,381,859
投資有価証券	301,552	その他利益剰余金	△2,381,859
関係会社株式	2,129,948	繰越利益剰余金	△2,381,859
出資	500	自己株式	△26,332
長期貸付金	113,650	評価・換算差額等	46,203
関係会社長期貸付金	142,500	その他有価証券評価差額金	46,114
固定化営業債権	31,129	繰延ヘッジ損益	88
その他	57,157	純資産合計	1,676,495
投資損失引当金	△289,348	負債及び純資産合計	12,296,328
貸倒引当金	△195,176		
資産合計	12,296,328		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年4月1日残高	3,021,032	1,017,451	1,017,451	△2,121,982	△2,121,982	△25,656	1,890,845
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△41,773	△41,773		△41,773
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,021,032	1,017,451	1,017,451	△2,163,756	△2,163,756	△25,656	1,849,071
事業年度中の変動額							
当 期 純 損 失	—	—	—	△218,103	△218,103	—	△218,103
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△676	△676
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△218,103	△218,103	△676	△218,779
平成27年3月31日残高	3,021,032	1,017,451	1,017,451	△2,381,859	△2,381,859	△26,332	1,630,292

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	千円	千円	千円	千円
平成26年4月1日残高	1,042	—	1,042	1,891,887
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△41,773
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,042	—	1,042	1,850,113
事業年度中の変動額				
当 期 純 損 失	—	—	—	△218,103
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△676
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	45,072	88	45,161	45,161
事業年度中の変動額合計	45,072	88	45,161	△173,618
平成27年3月31日残高	46,114	88	46,203	1,676,495

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員に支給する賞与の当期費用負担分を計上したもので、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用については、その発生年度の費用として処理しております。

また、数理計算上の差異については、10年による按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態に基づく損失見積額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の当期末における発生見込額を計上しております。

⑦ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① i) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

- ・ 為替予約
- ・ 直物為替先渡取引
- ・ 金利スワップ

(ヘッジ対象)

製品輸入による外貨建 (予定) 債務
在外子会社への外貨建投資 (予定)
借入金

iii) ヘッジ方針

「デリバティブ取引のリスク管理に関する規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の割合でヘッジしております。

iv) 有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

税抜方式によっております。

② 消費税等の会計処理

(5) 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が41,773千円増加し、利益剰余金が41,773千円減少しております。また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失の影響額はそれぞれ軽微となっております。

(6) 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において、「買掛金」(1,599,106千円)に含めておりました工場経費の未払い分を、当事業年度より「未払金」に含めて掲記することといたしました。

(7) 追加情報

訴訟関係

当社は、R+S Technick GmbH社破産管財人より平成18年（2006年）11月から平成19年（2007年）10月までにR+S Grundstucks GbR社が受け取った家賃536,970.86ユーロおよび同金額に対する年率8%の利息の請求について訴訟の提起を受けておりましたが、口頭弁論会等により当社の主張をおこない、ドイツダルムシュタット地方裁判所からも破産管財人の主張を大きく下回る金額が妥当との見解が提示されたため、訴訟を継続した場合の損失見込み額、当社での訴訟継続時の対応に関わる費用発生等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本訴訟の解決を図ることが最善の策であると判断し、和解交渉を進める事といたしました。

このため、訴訟の経過および破産管財人側から提示された和解額等により、必要と認められる額を、訴訟損失引当金繰入額として計上いたしました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券	260,295千円（帳簿価額）
建物及び構築物	1,753,613千円（ 〃 ）
土地	2,200,740千円（ 〃 ）
計	4,214,649千円（ 〃 ）

上記は短期借入金300,000千円、設備資金借入金639,365千円（1年内返済予定の長期借入金）の担保に供しております。

(2) 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

短期金銭債権	128,255千円
長期金銭債権	187,139千円
短期金銭債務	43,513千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

6,085,253千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 偶発債務

債務保証等残高

他社の金融機関からの借入等に対して次の通り保証を行っております。

無錫普拉那塑膠有限公司	412,155千円（元 21,289千）
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD.	1,523,621千円（THB 411,789千）
P. T. Echo Advanced Technology Indonesia	1,569,067千円（US\$ 13,057千）

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	45,936千円
仕入高	163,998千円
営業外収益	6,258千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	274,151		8,184		—	282,335

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 8,184株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金の否認、たな卸資産評価損及び繰越欠損金等であり、評価性引当額を全額計上しております。

繰延税金負債の主な内容は、投資有価証券評価差額であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	無錫普拉那塑膠(有)	所有 直接 88.73%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	412,155	—	—
子会社	ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 48.0% 間接 49.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	1,523,621	—	—
子会社	P. T. Echo Advanced Technology Indonesia	所有 直接 60.0%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 債務保証 (注2) 増資の引受 (注3)	150,000 1,569,067 396,372	— — —	— — —

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。

(注3) 当社がP. T. Echo Advanced Technology Indonesia社の行った株主割り当てを1株につき98,600円で引き受けたものであります。

(注4) 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計28,696千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、11,796千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	56円	12銭
1株当たり当期純損失	7円	30銭

8. 重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

児玉化学工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所

指定社員 公認会計士 河合 洋 明 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今 田 亮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、児玉化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

欠損の補填を目的として、次のとおり資本剰余金の額の減少および剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する準備金の額

資本準備金 1,017,451,696円

増加する剰余金の額

その他資本剰余金 1,017,451,696円

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金の全額を、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填をいたしたいと存じます。

減少する剰余金の額

その他資本剰余金 1,017,451,696円

増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,017,451,696円

3. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分が効力を生ずる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることで、より透明性の高い経営を実現するとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、経営の機動性の向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することを可能にするため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

上記の変更に伴い、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会決議によって<u>市場取引等により</u>自己株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</u> (新 設)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (削 除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(取締役の報酬等および退職慰労金) 第29条 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2. 当社は取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第31条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>(<u>監査等委員会の設置</u>) 第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(<u>監査役員の数</u>) 第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の選任方法</u>) 第33条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法) <u>第36条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(常勤の監査役) <u>第37条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(監査役会規則) <u>第39条 監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等および退職慰労金) <u>第40条 監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第42条～第45条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第47条～第49条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第45条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p><u>1. 当社は、第88回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第88回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おのおのひでお 大野英雄 (昭和28年9月7日)	昭和51年4月 トヨタ自動車工業(株) (現トヨタ自動車(株)) 入社 国内企画部 昭和56年11月 同社 人材開発部 昭和62年7月 同社 調達部 グループマネージャー 平成12年2月 GEフリートサービス(株)執行役員 平成15年6月 (株)ホトツシュオートモーティブシステム (現ホトツシュ(株)) 顧客営業企画部部長 平成18年6月 グァレオエンジニアリング(株)購買部部長 平成19年1月 当社 営業本部営業企画部長兼調達部長 平成20年10月 当社 営業副本部長兼営業企画部長兼調達部長 平成21年6月 当社 取締役営業本部長 平成23年4月 当社 代表取締役常務 営業本部長 平成23年6月 当社 代表取締役 常務執行役員 営業本部長 平成24年10月 当社 代表取締役 常務執行役員 第2事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. 取締役会長 PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA 取締役	7,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株 式 数
2	とよしま てつろう 豊島 哲郎 (昭和30年9月2日)	<p>昭和57年4月 三菱化成工業(株) (現三菱化学(株)) 入社 昭和57年6月 三菱モンサント化成工業(株)四日市工場 開発研究所 平成4年10月 三菱化成ポリテック(株)四日市工場 開発研究所 研究1部 主任研究員 平成6年10月 三菱化学(株) 研究開発本部 四日市総合研究所 高分子開発第2研究所 第1研究室 グループリーダー 平成8年10月 テクノポリマー(株) 四日市事業所 開発研究室 主任研究員 平成12年10月 同社 技術部 技術企画課長 平成16年7月 同社 企画管理部 次長 兼 四日市事業所技術部 平成17年4月 同社 技術統括部長 平成20年7月 三菱樹脂(株) 経営企画部 部長 兼 関連部 平成20年10月 同社 経営企画部 新規事業推進室 部長 平成21年4月 同社 新規事業推進部 グループマネージャー 平成22年4月 同社 新規事業企画・開発部 企画・管理グループマネージャー 平成22年6月 当社 取締役 管理本部副本部長 兼 企画管理部長 平成23年6月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 兼 技術開発本部長 兼 企画管理部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO., LTD. 取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事 PT. ECHO ADVANCED TECHNOLOGY INDONESIA 監査役</p>	22,000株
3	はら ひろし 原 弘 (昭和29年8月18日)	<p>昭和56年5月 当社入社 平成15年4月 当社 横浜事業所 品質保証部長 平成16年4月 当社 横浜事業所 製造部長 平成18年1月 当社 技術本部 埼玉技術部長 兼 埼玉工場次長 兼 品質保証部長 平成19年4月 当社 技術本部 埼玉技術部長 兼 品質保証部長 平成22年4月 当社 技術本部 技術統括部長 平成22年7月 当社 技術本部長 平成23年1月 当社 生産本部 埼玉工場長 平成23年6月 当社 理事 生産本部長 平成23年6月 当社 取締役 執行役員 生産本部長 平成24年10月 当社 取締役 執行役員 第1事業本部長 兼 第1生産技術Gr GM 平成25年10月 当社 取締役 執行役員 第1事業本部長 平成26年10月 当社 取締役 執行役員 第1事業本部長 兼 技術開発センター準備室長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) THAI KODAMA CO., LTD. 取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事</p>	14,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さいき ひとし 斉木 均 (昭和30年8月2日)	平成2年2月 三菱樹脂㈱入社 管理本部 経理部 平成7年5月 同社 長浜工場 総務部 経理課 平成9年7月 同社 平塚工場 総務部 経理課長 平成11年7月 同社 平塚工場 総務部 (経理G) 兼 MPF A社 平成13年2月 同社 経理部 兼 MPF A社 平成14年5月 同社 経理部主幹 兼 MPF A社 平成18年4月 同社 経理部長 平成22年5月 日本ポリケム㈱ 経理部長 平成25年2月 当社 理事 管理本部 管理本部長付 平成25年4月 当社 理事 管理本部 経理部長 平成26年6月 当社 取締役 執行役員 管理本部 副本部長 兼 経理・財務部長 現在に至る	5,000株
5	* えがしら あきひこ 江頭明彦 (昭和30年9月7日)	昭和56年4月 三菱油化㈱ (現三菱化学㈱) 入社 平成10年11月 日本ポリケム㈱ 四日市技術センター 包装材料研究室 平成11年1月 同社 材料開発センター 包装材料研究室 平成12年6月 同社 研究開発部 平成13年4月 三菱化学㈱ 科学技術戦略室 平成17年3月 日本ポリプロ㈱ 第1営業本部 企画開発グループGM 平成18年11月 同社 研究開発部 第2材料技術センター長 平成23年10月 同社 研究開発部 副部長 平成24年6月 同社 理事 研究開発部長 平成26年10月 同社 理事 品質保証部長 現在に至る	0株

- (注) 1. *は新任候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 江頭明彦氏はプラスチック成形事業に対する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映させていただくことを目的に選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査等委員3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	* なかば げんじ 中場元司 (昭和26年3月18日)	昭和48年4月 三菱樹脂㈱入社 長浜工場 総務部 経理課 昭和52年9月 同社 経理部 平成6年12月 同社 平塚工場 総務部 経理課長 平成9年7月 同社 経理部 主幹 平成13年4月 同社 関連部長 兼 経営企画室長 平成17年4月 同社 経理部長 平成18年4月 同社 監査室長 平成20年4月 同社 理事 監査部長 平成21年4月 同社 執行役員 関連部長 平成22年7月 三菱樹脂販売㈱ 専務取締役 平成25年1月 三菱樹脂インフラテック㈱ 専務取締役 平成25年4月 同社 監査役 平成25年6月 当社 常勤監査役 兼 三菱樹脂インフラテック㈱ 社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 無錫普拉那塑膠有限公司監事 三菱樹脂インフラテック株式会社社外監査役	10,000株
2	* もりもと ゆうじ 森本雄二 (昭和27年1月8日)	昭和50年4月 三菱油化㈱ (現三菱化学㈱) 入社 四日市事業所 経理部 管理会計課 昭和55年4月 日本ハイドロフラン㈱事務部 昭和57年10月 三菱油化㈱ (現三菱化学㈱) 本社管理部 昭和61年4月 鹿島北共同発電㈱社長室課長 平成4年3月 三菱油化㈱ (現三菱化学㈱) 新規事業本部 企画管理部 平成6年10月 三菱化学㈱機能資材カンパニー企画管理部 部長代理 平成7年12月 同社 退職 平成8年1月 東京税理士会税理士登録森本会計事務所開業 平成21年2月 当社 仮監査役 平成21年6月 当社 社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社サーフテック社外監査役 株式会社インターフェイス社外監査役 日東化工株式会社社外監査役	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">たかはし ま さ や</p> <p style="text-align: center;">高 橋 雅 也</p> <p style="text-align: center;">(昭和33年7月29日)</p>	<p>昭和57年4月 三菱樹脂㈱入社 管理本部総務部</p> <p>平成13年7月 同社 総務部主幹</p> <p>平成16年3月 三菱化学㈱ 総務部</p> <p>平成16年7月 同社 技術・生産センター鹿島事業所企画 運営センター 総務グループマネージャー</p> <p>平成17年8月 同社 技術・生産センター鹿島事業所事務 部総務グループマネージャー</p> <p>平成18年12月 三菱樹脂㈱ 総務人事部(総務G)兼 同部 広報室 主幹</p> <p>平成19年1月 同社 コンプライアンス推進室長 兼 総務 人事部(総務G)兼 同部 広報室 主幹</p> <p>平成20年4月 同社 法務コンプライアンス部 グループマ ネージャー 兼 総務部 グループマネージャ ー 兼 同部広報室 グループマネージャ ー</p> <p>平成21年4月 同社 総務コンプライアンス部 副部長 兼 総務部 グループマネージャー 兼 総務部 広報室 グループマネージャー</p> <p>平成22年4月 同社 総務部 副部長 兼 同部 広報室 グル ープマネージャー</p> <p>平成23年4月 同社 経営監査部長</p> <p>平成25年4月 同社 理事 経営監査部長</p> <p>平成25年10月 同社 理事 経営監査部長 兼 三菱ケミカル ホールディングス社 監査室</p> <p>現在に至る</p>	0株

- (注) 1. *は新任の取締役候補者であります。
2. 中場元司氏は常勤監査等委員会委員長候補者として選任をお願いするものであります。
3. 森本雄二氏は社外取締役候補者であり、豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 高橋雅也氏は社外取締役候補者であり、豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
5. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 森本雄二氏並びに高橋雅也氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和63年6月29日開催の第61回定時株主総会において月額1千1百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年総額1億3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

第6号議案 監査等委員の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年総額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、平成27年5月14日開催の取締役会において、現行の役員退職慰労金制度を、取締役および監査役について、本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労金制度廃止の時まで取締役である5名および監査役3名に対し、当社役員退職慰労金支給内規に定めた基準に従い、退職慰労金を打切り支給することをお諮りするものであります。

また、支給の時期につきましては、各役員が当社の役員を退任した時とし、具体的金額、支給の方法等は取締役については取締役会に、退任監査役および監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の氏名、略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いしい けん 石井 健	平成21年6月 当社代表取締役社長就任、現在に至る
おおの ひでお 大野 英雄	平成21年6月 当社取締役就任、平成23年4月当社代表取締役就任、現在に至る
とよしま てつろう 豊島 哲郎	平成22年6月 当社取締役就任、現在に至る
はら ひろし 原 弘	平成23年6月 当社取締役就任、現在に至る
さいき ひとし 斉木 均	平成26年6月 当社取締役就任、現在に至る
なかば げんじ 中場 元司	平成25年6月 当社常勤監査役就任、現在に至る
もりもと ゆうじ 森本 雄二	平成21年2月 当社仮監査役就任、平成21年6月当社社外監査役に就任、現在に至る
こん おさむ 昆 修	平成26年6月 当社社外監査役就任、現在に至る

第8号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「退職慰労金」により構成されていましたが、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、新たに、当社の取締役および当社と委任契約を締結している執行役員を対象とする株式報酬制度の導入をお願いするものであります。なお、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されると監査等委員会設置会社へ移行いたします。第4号議案「監査等委員3名選任の件」が承認可決された場合に就任する監査等委員である取締役は本制度の対象となりません（当社の取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員を以下「取締役等」といい、取締役等を対象とする株式報酬制度を以下「本制度」という。）。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件」が承認可決された場合における取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額（1億3千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）、毎年の定時株主総会のご承認をいただいて支給する取締役の賞与とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度における役位と業績指標に応じて、当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案通り承認可決された場合、本制度の対象となる取締役等は9名（取締役5名、執行役員4名）です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役等報酬額（下記（2）のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位と業績指標に応じて当社の取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。

当社は、対象期間ごとに合計1億5千万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間5年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに5年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計1億5千万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1億5千万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位および業績指標に応じてポイントが付与されます。なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じた調整を行います。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

取締役等が本信託から付与される1年あたりのポイントの総数は、30万ポイントを上限といたします。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(4) 取締役等に対する株式交付

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた累積ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式については退任後に本信託から交付され、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：当社平成27年5月14日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

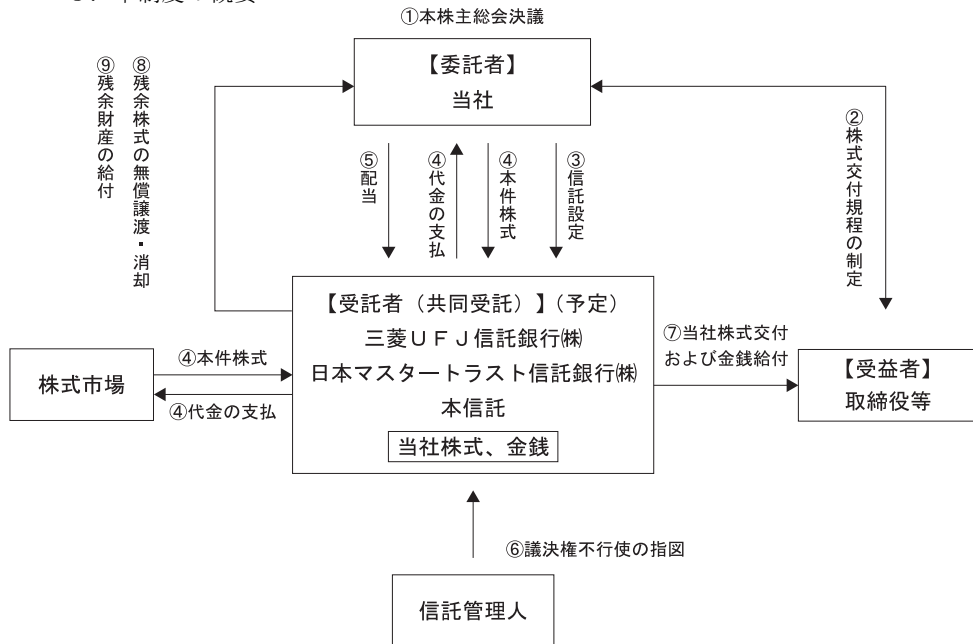
また、本株主総会終結後も引き続き在任する役員については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は各役員が当社の役員を退任した時といたします。

2. 株式報酬制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件といたします。
また、取締役等が現に株式の交付を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。
- (3) 本制度については、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬となります。
- (4) 当社は、B I P信託の信託期間が満了した場合、新たなB I P信託を設定し、または信託期間の満了した既存のB I P信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

3. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ②当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における役位および業績指標に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」という。）※を対象として、各事業年度の役位および業績指標に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

※下記（4）第2段落の本信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の1年当たりの上限総数その他必要な事項を決議いたします。

なお、下記（4）第2段落の本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等には、その退任後に受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等が本信託から交付等が行われます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ①対象期間中に当社の取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ②取締役等を退任していること※
- ③在任中に一定の非違行為その他の禁止行為を行った者でないこと
- ④在任中に機密保持義務その他の重要な義務に違反した者でないこと
- ⑤正当な解任事由に基づき取締役等を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと
- ⑥下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑦その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、信託期間（下記（4）第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、取締役等を退任していないとしても、当該対象者に対して当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成27年8月17日（予定）から平成32年8月31日（予定）までの約5年間といたします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに5年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間（上記の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位および業績指標に応じてポイントが付与されます。なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じた調整を行います。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付される当社株式の上限株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、1億5千万円^{*}を上限といたします。

本信託へ拠出する信託金の上限額は、従来の役員退職慰労金制度の下における取締役等の退職慰労金引当額等を考慮し、信託報酬および信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役等が本信託から交付される当社株式の1年当たりのポイントの総数を30万ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付される当社株式の株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイントの総数に信託期間の年数である5を乗じた数に相当する株数（150万株）を上限といたします。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(8) 当社の取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた累積ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式については退任後に本信託から交付され、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記（5）により当社の取締役等に交付される前の当社株式）の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることになります。

(11) 信託終了時の取扱い

信託終了時に剰余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間（上記（4）第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に、本信託は当社に当該剰余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式を交付することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月17日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月17日（予定）～平成32年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月17日（予定） |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の上限額 | 1億5千万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

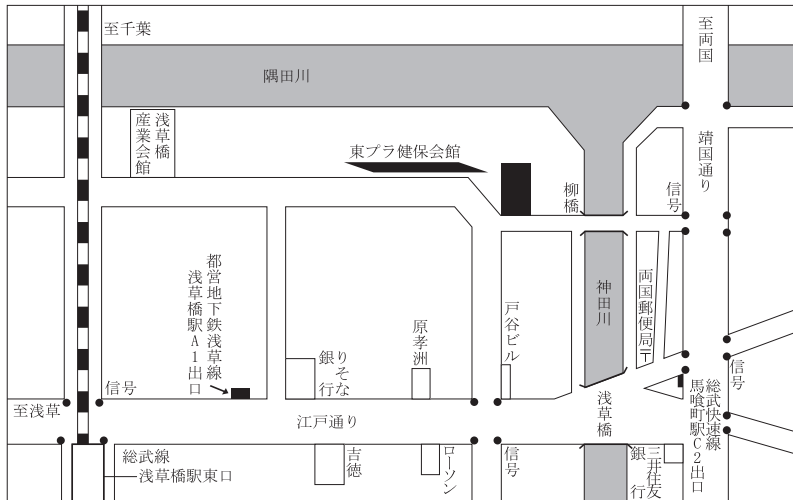
【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以 上

第88回定時株主総会会場ご案内

東プラ健保会館 5階ホール
東京都台東区柳橋一丁目1番4号
〒111-0052 電話03(3862)1051(代)



* JR総武線・地下鉄都営浅草線とも「浅草橋駅」下車、徒歩4分。